

# I 事業計画等

1. 事業の種類
2. 貨物自動車運送事業の許可・認可

# 貨物自動車運送事業とは

## 性格

国民生活や産業活動に欠かすことのできない貨物の輸送サービスを提供する事業であり、国民生活の向上、社会経済の維持発展に欠かすことができない公共的な事業として重要な役割を担っています。

## 義務

貨物自動車運送事業を行うには、貨物自動車運送事業法により国土交通大臣の許可を受ける必要があります。また、事業の実施にあたっては、本法律を遵守し、事業計画に沿って事業を行うことや、運送の安全を確保することなどの義務が生じます。

## 1 事業の種類

□貨物自動車運送事業は、次の種類に分かれます。

## 貨物自動車運送事業

### 一般貨物自動車運送事業

積合せ、貸切のいずれの形態でも運送できます。

### 特別積合せ貨物運送

営業所等において貨物の仕分け・集配を行い、かつ営業所間の運送を定期的に行う運送をいいます。運行系統等の設定が必要です。

### 貨物自動車利用運送

他的一般貨物自動車運送事業者等を利用して行う貨物の運送をいいます。

### 特定貨物自動車運送事業

特定の荷主専属でその荷主の貨物のみを運送することをいい、車が空いているからといって、他の荷主の貨物の運送はできません。

### 貨物自動車利用運送

他的一般貨物自動車運送事業者等を利用して行う貨物の運送をいいます。

### 貨物軽自動車運送事業

軽自動車又は二輪の自動車を使用して貨物を運送することをいいます。

## 2 貨物自動車運送事業の許可・認可

(1) 一般貨物自動車運送事業を経営しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

許可を受けるにあたっては貨物自動車運送事業法第4条に定める事業計画を許可申請書に記載し、管轄する運輸支局に申請をしなければなりません。

※詳細は東北運輸局 宮城運輸支局ホームページ内 〈自動車運送事業・貨物運送事業・トラック等を始める際の手続き等⇒トラック運送事業〉をご参照お願い致します。

【運輸支局アドレス】 [http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/mg/ys/sub04\\_03.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/mg/ys/sub04_03.html)

### 一般貨物自動車運送事業 新規許可申請の流れ

#### 経営許可申請書を提出（受理）

運輸支局の窓口に  
申請書を提出して  
ください。

#### 法令試験

法令試験の実施月は各奇数月20日です  
(曜日によって前後します)。

試験実施日の約10日前に実施通知を郵送します。  
再試験の実施日は、1回目の試験の2ヶ月後です。

#### 書類審査・ 補正

合格

合格

不合格

※法令試験合格=事業許可ではありません。  
※試験合格を証明する書面の交付はありません。

#### 許可

申請書受理から許可までの標準処理期間  
は

- ・令和元年10月31日までの申請は4ヶ月
- ・令和元年11月1日以降の申請は5ヶ月  
(書類補正等に要する時間により、これらの  
月数を超える場合があります)。

登録免許税の納付

許可書の交付以後の手続  
は運輸支局からの説明に  
沿って行ってください。

#### 許可書交付・説明会

保険関係等各種手続き、開業準備

#### 運輸開始前の確認報告

#### 運賃料金設定届

#### 運輸開始届

【お問い合わせ先】東北運輸局宮城運輸支局輸送監査部門 TEL:022-235-2517音声ガイダンス 3

※運輸開始届出後、1ヶ月以降3か月以内に適正化事業実施機関による巡回指導があります。

- (2) 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請・事業計画変更届・施行規則に基づく各届出は、定められた期限までに運輸支局に提出してください。

※詳細は東北運輸局 宮城運輸支局ホームページ内 〈自動車運送事業・貨物運送事業・トラック等を始める際の手続き等⇒トラック運送事業〉をご参照お願い致します。

【運輸支局アドレス】 [http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/mg/sm/sub00\\_01.html](http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/mg/sm/sub00_01.html)

※事業計画変更認可となった新設事業所(営業所)に対し、**事業開始後(運輸開始後)  
6ヶ月以内に適正化事業実施機関による巡回指導があります。**

## 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請

令和 年 月 日

東北運輸局長  
運輸支局长 殿一般貨物自動車運送事業の  
(特別積合せ貨物運送を除く)

- 事業計画変更認可申請書  
 事業計画変更届出書  
 施行規則に基づく届出書

## 変更・届出事項

- |  |                                      |
|--|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①主たる事務所                 | <input type="checkbox"/> ⑧利用運送の業務の範囲 |
| <input type="checkbox"/> ②営業所                    | <input type="checkbox"/> ⑨利用運送の保管施設  |
| <input type="checkbox"/> ③休憩・睡眠施設                | <input type="checkbox"/> ⑩利用する事業者の概要 |
| <input type="checkbox"/> ④自動車車庫                  | <input type="checkbox"/> ⑪事業の休止      |
| <input type="checkbox"/> ⑤各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 | <input type="checkbox"/> ⑫事業の廃止      |
| <input type="checkbox"/> ⑥利用運送を行うかどうかの別          | <input type="checkbox"/> ⑬氏名・名称又は住所  |
| <input type="checkbox"/> ⑦利用運送の営業所               | <input type="checkbox"/> ⑭役員         |
|  | <input type="checkbox"/> ⑮その他        |

(変更・届出の理由、届出事由の発生の日)

住 所(〒)

(フリガナ) \_\_\_\_\_

申 請 者 \_\_\_\_\_

印

代 表 者(役職) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

代理 人 \_\_\_\_\_

住 所(〒) \_\_\_\_\_

印

連絡先(申請者・代理人の別)

(担当者氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

(Fax番号) \_\_\_\_\_

(メールアドレス) \_\_\_\_\_

(官庁使用欄)

受付

(運輸局)

(支局)

## 作成にあたっての留意点

1. この様式は、一般貨物自動車運送事業用に作成されたものです。他の業種を含めて⑬氏名・名称又は住所、⑭役員の変更を届出する場合は、「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令」に基づく様式により届出することもできます。

### 2. 添付書類について

項目番号	添付書類
②④※1	事業用自動車の運行管理の体制を記載した書類【様式1-1及び1-2】
②③④⑦	事業の用に供する施設の使用権原を有することを証する書類 (自己所有の場合は不動産登記簿謄本等、借り入れの場合は賃貸借契約書の写し等)
②③④⑦	都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類【様式例1】
②③④⑦※2	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面(求積)図、写真
④	車庫前面道路の道路幅員証明書又は、幅員が車両制限令に抵触しないことを証する書類 (※前面道路が国道の場合は除く)
⑤	事業用自動車の数の変更(増車に限る)に係る宣誓書【様式例2】
②④⑤⑥※3	法令遵守の宣誓書【様式例3】
⑨	保管施設の面積、構造及び付属設備を記載した書類
⑩	利用する事業者との運送に関する契約書の写し
⑯	貨物自動車運送事業法第5条(欠格事由)のいずれもに該当しない旨の宣誓書(新任役員)【様式例4】
⑮※4	届出事項によって必要な書類

※1 ②は、様式1-1及び1-2

④は、営業所と車庫が併設していない場合にあっては、様式1-1(収容能力のみの変更の場合を除く)

※2 写真については、申請時において特段の事情により提出できない場合は、事後的に提出すること。

※3 ②は、営業所の新設(増設に限る)の場合

④は、車庫の新設、位置変更(収容能力の拡大を伴うものに限る)の場合

⑤は、事業計画変更認可申請により各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数を変更する場合  
※変更後の事業用自動車の数が最低車両数を割る場合を除く

⑥は、新たに利用運送を行う場合

※4 謹渡謲受、合併又は分割の終了について届出する場合にあっては、

- 各種手続きを終了したことを証する書類
- 事業用自動車として登録手続きを済ませた自動車検査証及び任意保険の写し
- 労働保険／保険関係成立届(写)、(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)など社会保険等に加入した員数がわかるもの

※5 ⑤は、新たに普通自動車又は靈きゅう自動車を配置しようとする場合にあっては、運賃・料金の届出の提出を行うこと

各様式は宮城運輸支局ホームページを参照

様式 1-1 (②、④の場合)

## 事業用自動車の運行管理及び整備管理の体制

## 1. 運行管理及び整備管理の体制



担当常勤役員等	人	法令試験受験予定者の氏名
運行管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※2) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定) ・勤務時間 ( 時 分 ~ 時 分 ) ・休日 ( 日/月 ) (※3)
運行管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※4) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理者	人	<input type="checkbox"/> 確保済み ( ) (※5) <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
整備管理補助者 (※1)	人	<input type="checkbox"/> 確保済み <input type="checkbox"/> 確保予定 (令和 年 月 日までに確保予定)
常時選任運転者	人	(別紙のとおり)
その他従業員	人	

(※1) 補助者を選任するときは記載する。 (※2) 資格者証番号及び交付年月日を記載する。 (※3) 運行管理者が2人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。 (※4) 運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。 (※5) 道路運送車両法施行規則第31条の4第1号の場合は研修修了年月日を、第2号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第3号の場合はその旨を記載する。

## ○ アルコール検知器の配備計画

設置型 : \_\_\_\_\_ 台 携行型 : \_\_\_\_\_ 台

## ○ 日常点検計画

日常点検場所 : \_\_\_\_\_ 日常点検の実施者 : \_\_\_\_\_

## ○ 営業所と車庫間の距離 (※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。)

km

## ○ 車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

連絡方法 : \_\_\_\_\_

 点呼実施場所が車庫の場合 (※併設されていない場合のみ記入) \_\_\_\_\_

- ・ 営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

移動手段 :

所要時分 : 分

- ・ 車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

出庫時 ( 時から 時まで )

帰庫時 ( 時から 時まで )

 点呼実施場所が営業所の場合 (※併設されていない場合のみ記入) \_\_\_\_\_

- ・ 運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

移動手段 :

所要時分 : 分

## 2. 事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

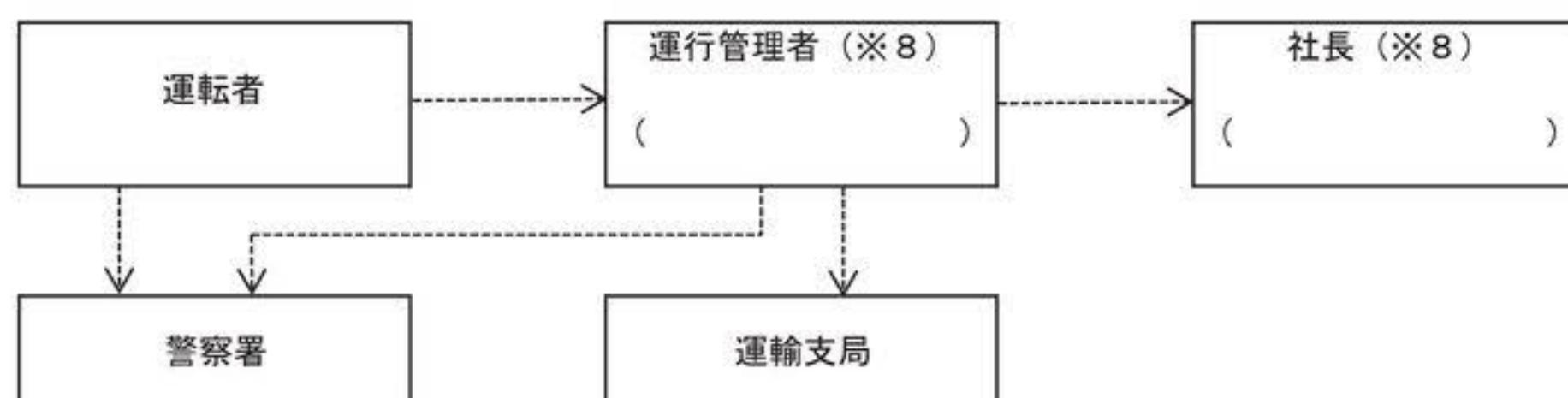
### ○ 事故防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）：箇月以内） ·  無
- ・ 特定の運転者（事故惹起、初任、高齢）に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無  
 有 ·  該当無し

### ○ 過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

- ・ 定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定  
 有（実施時期（※7）：箇月以内） ·  無
- ・ 積載量確認方法  
 計量器による ·  運送依頼票による

### ○ 事故処理連絡体制



(※6) 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成13年8月20日 国土交通省告示 第1366号）

(※7) 新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等を受けた日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

(※8) ( ) 内に連絡先の電話番号を記載する。

### ○ 苦情処理体制

苦情処理責任者 氏名 : \_\_\_\_\_ ( 役職等 : \_\_\_\_\_ )

苦情処理担当者 氏名 : \_\_\_\_\_ ( 役職等 : \_\_\_\_\_ )

### ○ 適用する運送約款

- ①運輸省告示第575号（平成2年11月22日）による標準貨物自動車運送約款を適用する。
- ②運輸省告示第577号（平成2年11月22日）による標準引越運送約款を適用する。
- ③国土交通省告示第1047号（平成18年8月31日）による標準靈きゅう運送約款を適用する。
- ④上記以外の運送約款を適用する。

※適用する運送約款の□欄に✓印を入れてください。

## お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
**令和元年11月1日**から、営業所に配置する事業用自動車の**減車**  
 または**増車**については、一定の要件に該当する場合は、届出では  
 なく**認可を受ける必要があります。**

### (1) 最低車両数（5両）を下回る場合（靈柩、一般廃棄物、島しょは除きます。）

例① 10両→7両（3両減車）の場合・・・届出

例② 10両→3両（7両減車）の場合・・・認可申請

※減車により最低車両数を下回る場合は、原則として認可されません。

### (2) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、 11両以上である場合

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます。

例③ 10両→12両（2両増車）の場合= 20%・・・届出（30%未満）

例④ 10両→15両（5両増車）の場合= 50%・・・届出（30%以上だが10両以下）

例⑤ 37両→48両（11両増車）の場合= 29%・・・届出（11両以上だが30%未満）

例⑥ 36両→47両（11両増車）の場合= 30%・・・認可申請（30%以上かつ11両以上）

### (3) 増車については以下に該当する場合

- イ 申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合
- ロ 変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合
- ハ 変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

### (4) その他

その他、貨物自動車運送事業法改正により審査基準等が変更になっています。

詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。

## お知らせ（重要）

平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、  
令和元年11月1日から、事業用自動車の増車や事業規模の拡大  
となる変更を行う場合については、一定の項目に関して宣誓書の  
添付が必要となります。

### （1）事業用自動車の増車を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例2）

- ・ 密接関係者が貨物自動車運送事業の「許可の取消処分」を受けて5年を経過しない者でないこと
- ・ 申請に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上でないこと
- ・ 申請に係る営業所における申請日前1年間の巡回指導による評価が「E」でないこと
- ・ 公示基準に定める一定規模以上の増車に該当しないこと

※上記項目のうち一つでも当てはまらない場合は、届出ではなく認可申請となります。

### （2）事業規模の拡大となる変更を行う場合に、宣誓していただく項目（様式例3）

- ・ 一定の期間において、申請地を管轄する運輸局長又は運輸支局長より行政処分を受けていないこと
- ・ 一定の期間において、申請に係る営業所における巡回指導による評価が「E」でないこと  
(※全ての指摘事項について改善報告を行っている場合は除く)
- ・ 申請に係る営業所において、自らの責による重大事故を発生させていないこと
- ・ 申請に係る営業所が所在する運輸支局管内の全ての営業所に配置する事業用自動車について、車検証の有効期限切れがないこと
- ・ 事業報告書、実績報告書や運賃料金届出に関して届出・報告義務違反がないこと
- ・ 運賃と料金の範囲が明確に定められた約款を使用していること

詳しくは運輸支局担当者までお問い合わせください。

## 様式例2(⑤増車の場合)

宮城運輸支局長 殿

## 宣誓書

貨物自動車運送事業法第9条に基づき、事業用自動車に関する事業計画を変更するにあたつては、以下の項目について相違ないことを宣誓いたします。

- 1 貨物自動車運送事業法第5条第3号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から5年を経過しない者である。  はい  いいえ
- 2 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が12点以上である。  はい  いいえ
- 3 変更に係る営業所について、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている。  はい  いいえ
- 4 変更に係る事業用自動車の数と申請日前3ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して3ヶ月前時点における同一営業所に配置する事業用自動車の数の30%以上となる。(当該合計が10両以下であるときを除く。)  はい  いいえ

## 項目4の算定根拠

営業所	申請後の配置車両数 (a)	申請日から起算して3ヶ月前時点の配置車両数 (b)	当該合計 (c)=(a)-(b)	割合 (c)÷(b)×100

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_